

# 組織目標評価報告書（平成27年度）

部局名： **学生支援センター**

部局長名： **許 南浩**

目 標	目標の達成状況(成果)及び新たに生じた課題への取組 (部局での検証とそれに対する取組)
<b>①教育領域</b>	<b>自己評価</b>
①-1 目標	
①-2 目標とする(重要視する)客観的指標	
<b>②研究領域</b>	<b>自己評価</b>
②-1 目標	
②-2 目標とする(重要視する)客観的指標	
<b>③社会貢献(診療を含む)領域</b>	<b>自己評価</b>
③-1 目標	
③-2 目標とする(重要視する)客観的指標	
<b>④センター業務</b>	<b>自己評価</b>
④-1 目標	<p>○学生相談室は、カウンセラー(特別契約職員)の産休・育休に対応するため、非常勤カウンセラーの雇用を確保し、今年2月末時点での延べ相談件数は2,042件となった。また、学生相談室だよりを毎月発行して、学生及び教職員に配付したほか、各部局における学生相談協力委員の配置、ピアサポーターの養成(ピアサポーター学生数は前期30名、後期36名)やキャンパスライフセミナー(津島地区:8回、鹿田地区:3回、合同開催:1回、出席者数累計360名)を開催することで、学生や教職員に対する啓発を含めた支援体制を継続して充実させた。</p> <p>○障がい学生支援室では、障がい学生の修学支援、障がい学生支援室だよりの毎月発行、ノートテイク養成講座(今年2月時点で計4回、参加者数48名)やバリアフリーサポーター養成講座(計2回、出席者数累計14名)を行なうとともに、大学コンソーシアム岡山障がい学生支援委員会、岡山県中小企業団体中央会との共同で、障がい学生支援研修会を9月28日に実施した(出席者数は学内34名、学外49名(高等学校等含む))。研修会の評価は総じて高く、啓発に資する形となった。また、人事課等と連携して、本年4月から施行される障害者差別解消法に応じた対応規則の整備を行った。障がい学生の個別の支援については、個別支援連絡会議を年度当初に開催し、必要に応じて関係者間で連絡調整を行い、スロープ設置等のバリアフリー化の実施や学外機関の助言等を受けて支援を行った。</p> <p>○学生生活支援室では、予防・啓発や相談・支援の点からカルト問題に取り組み、弁護士を講師に招いたカルト問題対策講演会及び県内大学との情報交換会を12月4日に実施した(出席者数は学内外の学生部長や支援担当者を中心に学内外合わせて52名)。また、全国規模の弁護士連絡会において情報交換を実施し、本学の対応に役立てた。また、新入生全員に配付しているキャンパスブック別冊「安全と安心の学生生活を応援します」においては、カルト問題の内容を大幅に見直し更新することで予防・啓発に資する形とした。</p> <p>○研究奨励金制度については、限られた年度予算で最大限の支援の運用を行い100%の支援を行った。また、経済的に困難を抱える学生に対する支援としての学内雇用制度については、限られた予算内で関係部署との連携のもと、年間44名の雇用を実施した。授業料免除については、一定基準を満たした申請者は全員半額免除とし、予算の範囲内で全額免除とする制度を昨年から取り入れ、広報を強化したことにより前年度比が申請者0.3%、免除者5.7%の増加となった。なお、4学期制導入を見据え、「岡山大学授業料免除等取扱基準についての申し合わせ」の留学期間の取り扱いについて柔軟に対応できるよう、学生生活支援部金の審議を経て修正を行った。</p>
④-2 目標とする(重要視する)客観的指標	
1) 学生支援センター年報の作成 2) 「学生相談室だより」の作成 3) 「障がい学生支援室だより」の作成	
<b>【総括記述欄】</b>	
<p>平成27年度センター業務の達成状況は、学生相談室、障がい学生支援室、学生生活支援室の3室の取り組みと学内外の関係機関との連携を通じて、良好であった。学生相談関係では、カウンセラー(特別契約職員)の産休・育休期間に、非常勤カウンセラーの雇用を確保することで、近年増加する学生の相談支援に対応した。カルト問題については学内外で組織的な活動が続いており、予防・啓発を継続していく必要がある。</p> <p>障がい学生支援関係では、学内の障がい学生の修学支援を行うとともに、大学コンソーシアム岡山、さらに岡山県中小企業団体中央会と協働して、「障がい学生支援研修会」を実施したが、障がい学生支援の中核となるべく学内外での連携を強化・展開していく。平成28年度から施行される「障害者差別解消法」に応じた対応規則の運用状況を見ながら、体制の整備を進めていきたい。</p> <p>研究奨励金制度及び学内雇用制度については円滑に運用できているが、予算の範囲内で必要に応じて見直ししていく。また、岡山大学授業料免除等取扱基準についても、現状に応じて、H27年度同様、申し合わせ等の改正を柔軟に対応し、運用していきたい。</p>	